

第2章

那須塩原市の現状と課題



第2章 那須塩原市の現状と課題

1 那須塩原市のDVの現状

(1) 市民意識調査から見たDVの状況

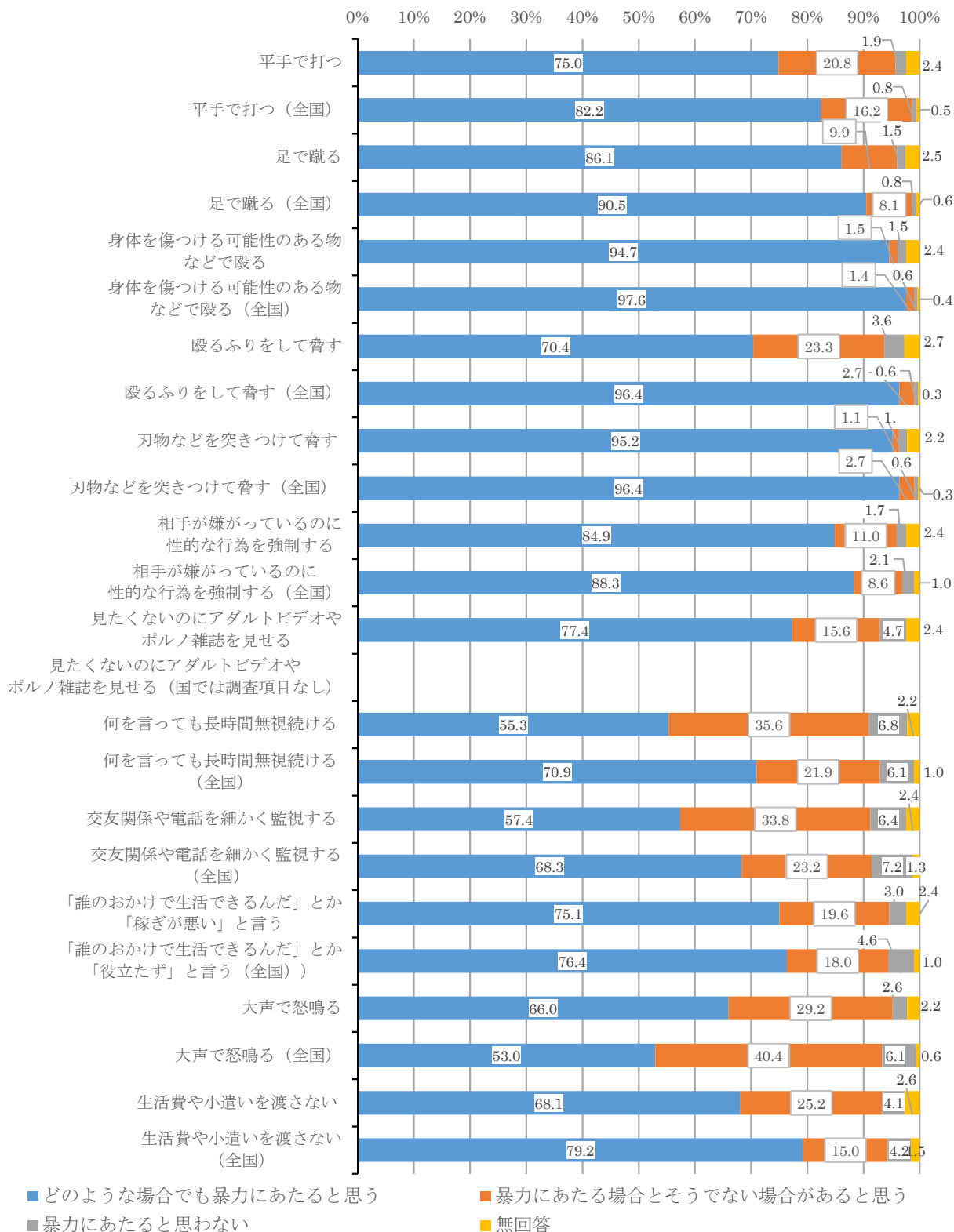
市民のDVに関する意識や状況については、令和3(2021)年10月に実施した「那須塩原市男女共同参画社会に関する意識調査」及び令和3(2021)年3月に内閣府で行われた「男女間における暴力に関する意識調査」を基に分析しています。(調査の詳細については、資料p.40~50を参照)

市の意識調査と内閣府の意識調査を比較すると、「どのような行為が暴力に当てはまるか」という問いに対し、「平手で打つ」「足で蹴る」「物で殴る」「刃物などを突きつけて脅す」等の身体的暴力については、概ね高い割合で暴力に当てはまると回答していますが、いずれの項目も市は国より低い割合となっています。また「誰のおかげで生活出来るんだ。」「生活費を渡さない。」等精神的・経済的暴力については、市、国とも身体的暴力に比べに暴力に当てはまると回答している比率が低くなっており、「大声で怒鳴る」を除いて暴力に当てはまると市が回答した割合は国より低くなっております。

市民のDVに対する意識の変化については、平成27(2015)年10月と令和3(2021)年10月に実施した「那須塩原市男女共同参画社会に関する意識調査」を基に分析しました。

「平手で打つ」「足で蹴る」「刃物などを突きつけて脅す」「身体を傷つけるものを投げる」等身体的暴力では、「平手で打つ」がどのような場合にも暴力にあたりと回答した割合は、平成27(2015)年は61.9%であったのに対し令和3(2021)年は75%と13.1ポイント増加していますが、その他は平成27(2015)年と令和3(2021)年はほぼ同じ割合となっています。また、「誰のおかげで生活できるんだ。」「相手が嫌がっているのに性的な行為を強要する。」「見たくないのにアダルトビデオやポルノ雑誌を見せる。」「大声で怒鳴る」「生活費等を渡さない。」等の精神的・経済的暴力は、「どのような場合も暴力にあたり」と回答した割合は、「誰のおかげで生活ができるんだ。」と「生活費等を渡さない」は、平成27(2015)年と令和3(2021)年でほぼ同じ割合となっていますが、それ以外は以前より割合が高くなっています。

Q：配偶者・パートナー・恋人の間で行われた行為を暴力と感じる割合



出典：【那須塩原市男女共同参画社会に関する市民意識調査】(令和3(2021)年)

出典：【男女間における暴力に関する調査報告書(内閣府男女共同参画局)】(令和3(2021)年)

市民意識調査の全体的な傾向として、ほぼ全ての項目について、どんな場合でも暴力に当たると回答した割合が、内閣府の調査と比較していずれも低い割合となっています。

市民意識を実施した平成27(2015)年、令和3(2021)年の比較については、ほとんどの項目において「どのような場合でも暴力に当たる」と思う人の割合が全体的に増加しています。

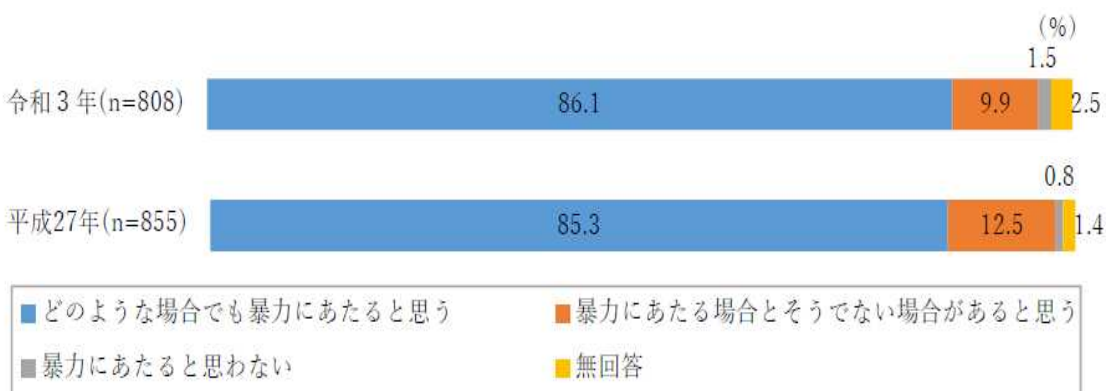
特に前回調査から大きく変わっている項目は、13.2ポイント高くなっている『平手で打つ』と9.5ポイント高くなっている『殴るふりをして脅す』という項目です。以前から比較的高い割合で「どのような場合でも暴力にあたる」と認識していた「足でける」等の項目についても、高い割合を維持しています。これらの結果から、市民のDVに対する意識が徐々に形成されていることが伺えます。しかしながら、「平手で打つ」の項目の年齢別の割合を見ると、20代が「どのような場合でも暴力に当たる」と回答している割合が他の世代に比べ一番低くなっています。

Q：配偶者・パートナー・恋人の間で行われた「平手で打つ」を暴力と感じる割合



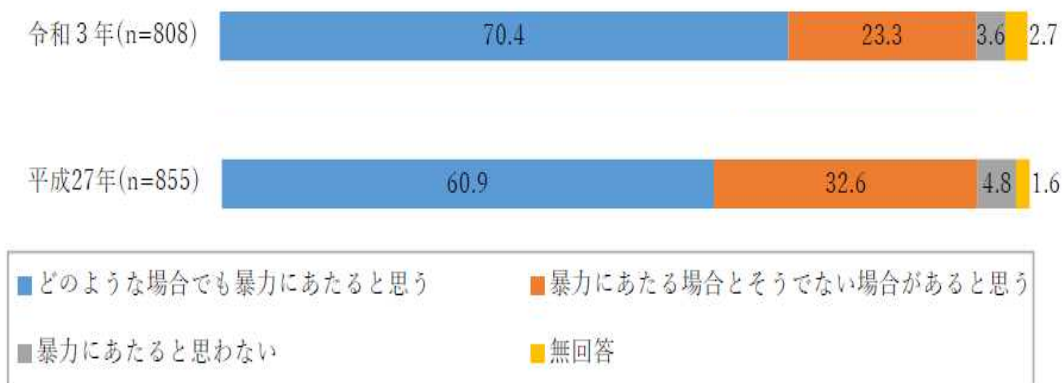
出典：【那須塩原市男女共同参画社会に関する市民意識調査】(令和3年)

Q：配偶者・パートナー・恋人の間で行われた「足でける」を暴力と感じる割合



出典：【那須塩原市男女共同参画社会に関する市民意識調査】(令和3年)

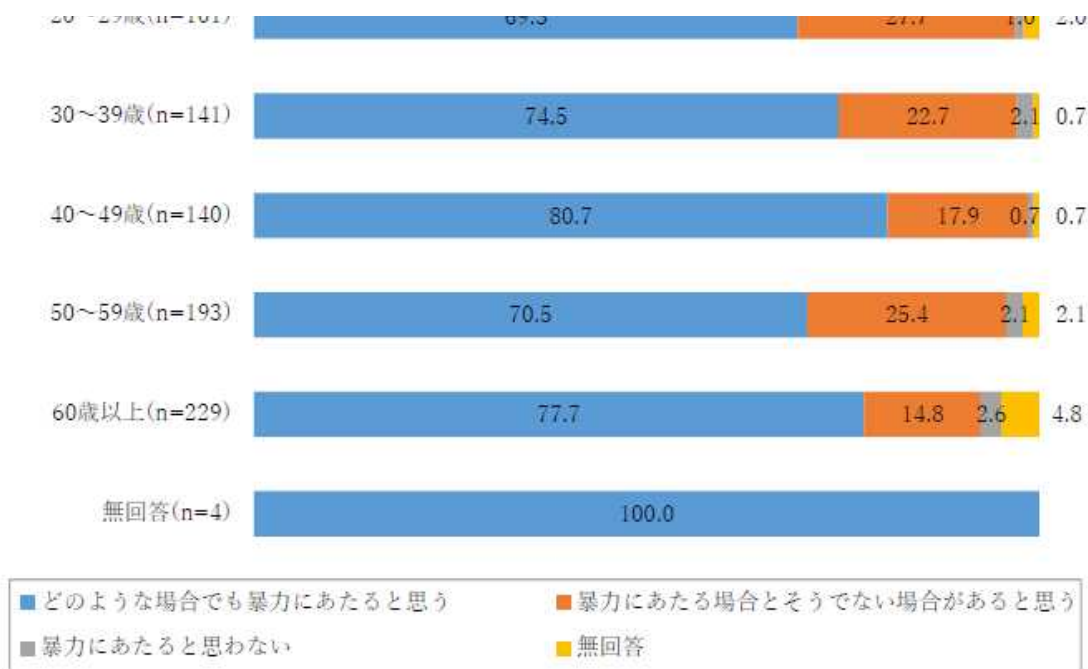
Q：配偶者・パートナー・恋人の間で行われた「殴るふりをして脅す」を暴力と感じる割合 (%)



出典：【那須塩原市男女共同参画社会に関する市民意識調査】（令和3年）

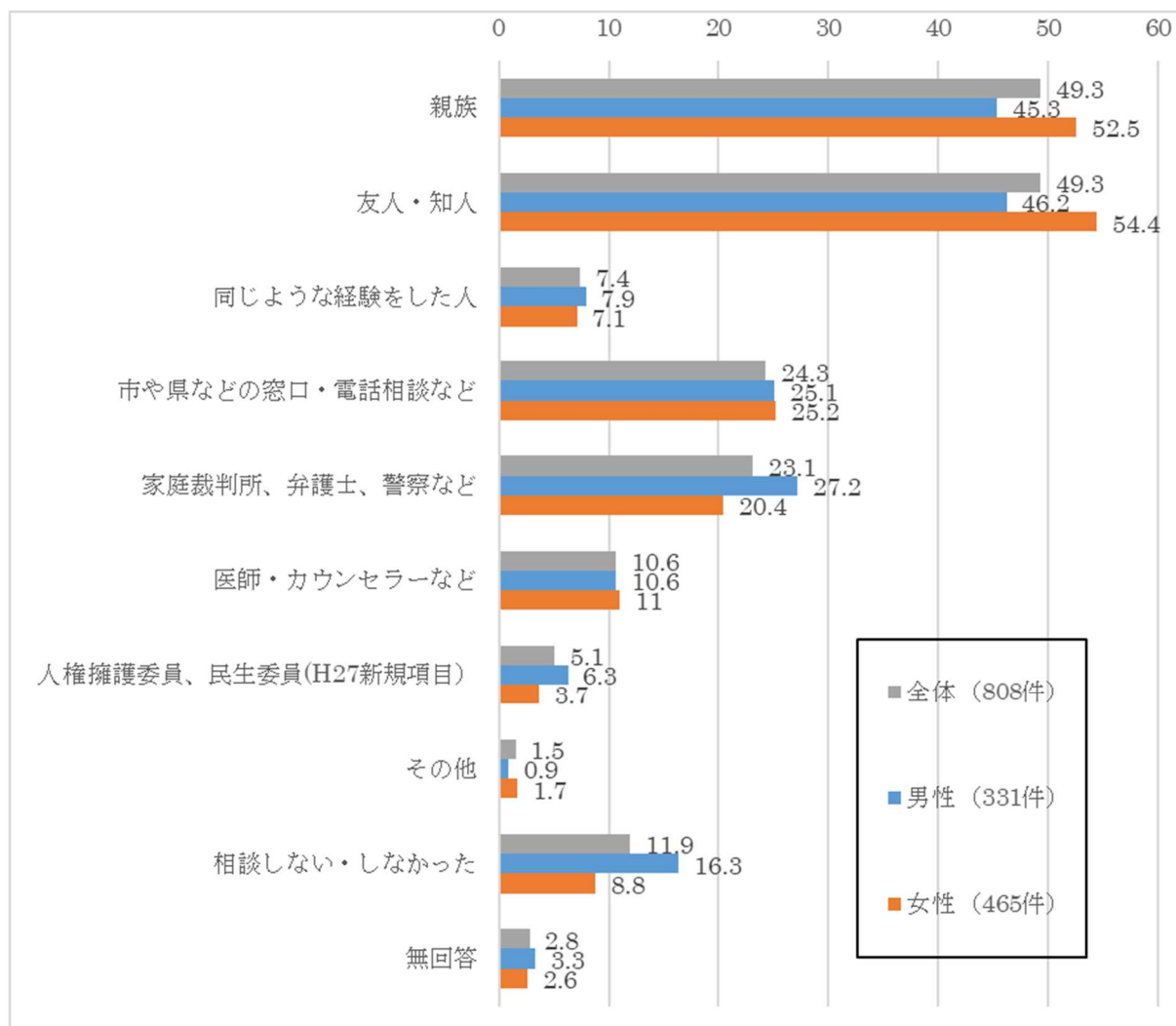
「平手で打つ」について年代別に見ると、40～49歳が80.7%と最も高く、次いで60歳以上が77.7%、30～39歳が74.5%などの順になっている。

Q：配偶者・パートナー・恋人の間で行われた「平手で打つ」を暴力と感じる割合（年代別）



出典：【那須塩原市男女共同参画社会に関する市民意識調査】（令和3年）

Q：今後もし暴力を「受けたり、見聞きしたら」、あるいは今までに「受けたり、見聞きしたことがある」場合は、だれに打ち明けたり、相談したりしますか、または相談しましたか

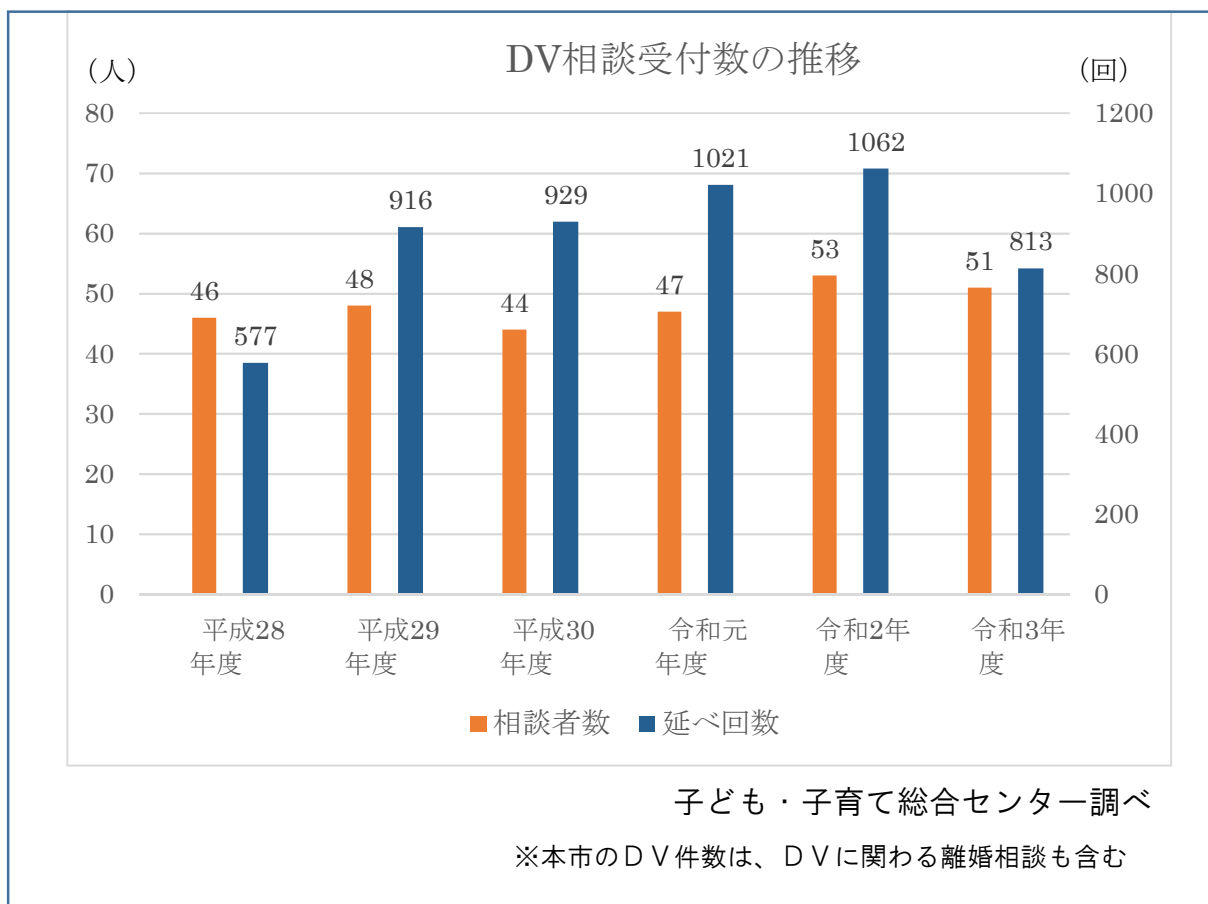


配偶者・パートナー間の暴力があった時の相談先については「親族」と「友人・知人」が49.3%で最も高く、次いで「市や県の窓口・電話相談」が24.3%となっています。「市や県の窓口・電話相談など」への相談の比較を見ると、平成27(2015)年から令和3(2021)年では0.9ポイントの微増となっています。また、「相談しない・しなかった」と答えた人の割合は、平成27(2015)年から令和3(2021)年では3.4ポイントの若干の増加となっており、どこにも相談できていない人が一定数おり、相談に繋がらない状況については大きく変わっていません。

(2) DV相談の状況

本市で行ったDV相談の相談者数は、平成28年度以降50人前後で大きな増減はありませんが、延べ相談回数は令和3(2021)年度には若干減少したものの、令和2(2020)年度まで毎年度増加しています。

このことから、一人当たりの相談回数が増加しており、個々の抱える問題が複雑化・多様化している事が分かります。



令和3(2021)年度の相談の内訳としては、モラルハラスメント等の精神的な暴力が最も多く43人、次に経済的な暴力31人、身体的な暴力27人となっています(※1人で複数相談の場合があり、合計は51人にならない)。

平成27(2015)年度の相談者55人の相談の内訳は、身体的暴力35人、精神的な暴力17人、経済的な暴力10人(※1人で複数相談の場合があり、合計は55人にならない。)となっています。

精神的・経済的な暴力が増加している事や相談者が複合的な問題を抱え、複雑化していることが分かります。

なお、DVと子どもに対する虐待との関連は深いものがあり、令和3(2021)年度において、子ども・子育て総合センターで相談を受けた51件の内約7割にあたる36件が児童虐待との関連がありました。

また、DVの相談や訴えはするが、警察への届出や、加害者からの避難などの具体的な手段、行動に移すことができないケースが多く見受けられます。

これらの要因としては、身内を警察に訴えることへの抵抗感や、その後の生活への不安などが考えられます。

2 「第2次那須塩原市配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関

する基本計画」の取組と成果

(1) 施策評価の方法

第2次計画となる「那須塩原市配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する基本計画」の施策評価に当たっては、事業を主体的に実施する担当課が、前計画での目標とする指標に基づき達成状況について評価検討しました。

評価の段階は以下の6分類としました。

- A：計画どおり進捗した、事業が完了した（達成率ほぼ100%）
- B：目標値近く、おおむね進捗した（達成率おおむね75%以上）
- C：目標には届かないが、進捗している（達成率おおむね50%以上）
- D：事業の実施に向け、動き始めている（達成率おおむね25%以上）
- E：停滞している事業、未実施（達成率25%未満）
- F：評価なし、制度終了

(2) 評価の総括

上記の方法に基づいて評価を行ったところ、全42事業のうち、A評価が28事業、B評価が12事業、C評価が1事業、D評価が1事業、E評価が0事業、F評価が0事業となりました。A評価の事業は全体の66.6%を占め、7割弱の事業が計画どおり進捗した結果となっています。B評価の事業は全体の28.5%を占めおおむね進捗した結果となっています。C・D評価の事業は全体の4.7%を占め、目標には届かないが進捗している、又は実施に向け動き始めているといった結果になっています。E・F評価の事業は0事業で未実施及び制度終了の事業はありませんでした。

全体として、進捗状況はおおむね良好であったと評価できます。

第3次計画では、調査結果でのDVに対する意識の向上を踏まえ、前計画の事業を継承し一層充実・発展させるとともに、市民のニーズを考慮しながら、事業内容の精査を行い、より効果的な事業への切替えや内容変更により事業運営を図っていくことが求められます。

※p19「第2次配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（前計画：平成29（2017）年3月策定）の具体的な施策一覧と評価」参照

基本目標	事業数	評価ランク					
		A	B	C	D	E	F
I 暴力の未然防止・再発防止のための取組の推進	9	4	4	0	1	0	0
II 被害者の早期発見及び相談体制の充実	14	10	4	0	0	0	0
III 安全に配慮した支援体制の充実	4	3	1	0	0	0	0
IV 被害者の自立に向けての支援の充実	14	10	3	1	0	0	0
V 計画を推進するために	1	1	0	0	0	0	0
事業合計	42	28	12	1	1	0	0

（3）基本目標別の評価

基本目標 I 暴力の未然防止・再発防止のための取組の推進

基本目標 I は、9 事業のうち A 評価が 4 事業、B 評価が 4 事業、D 評価が 1 事業で、計画どおり、またはおおむね計画どおり進捗しています。

基本施策 1「市民への DV 防止啓発の推進」は、2 事業のうち A 評価が 2 事業となっており、事業 No.1「広報誌等による広報・啓発」については、男女共同参画広報誌「みいな」や市のホームページにより、継続的に周知を行ったことから、A 評価としました。

基本施策 2「学校における男女平等教育や人権教育の推進」は、5 事業のうち B 評価が 4 事業、D 評価が 1 事業となっています。事業 No.3「学校における人権教育の充実」では人権擁護委員と協働し「人権の花運動」「人権教室」を行っていますが、令和 2（2020）年度及び 3（2021）年度は、通常の実施が難しく新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から方法を変更した上で実施したことから、B 評価としました。

また、事業 No.6「DV 防止のための保護者（大人）教育」につきましては、生涯学習出前講座事業での DV に関する出前講座実施が無かったため D 評価となりました。

基本施策 3「職務関係者等への研修の実施」は、1 事業のみで A 評価となっています。事業 No.8 の「市職員、教職員及び医療関係者を対象とした研修」は、庁内関係課職員、教職員及び保育所、幼稚園の職員に対して、DV に関する研修を実施できたことから A 評価としました。

基本施策4「再発防止に向けての調査・研究」は、A評価の1事業となっています。

事業No.9「暴力の未然防止・再発防止のための情報収集」は、栃木県等が開催する婦人相談に関する研修に積極的に参加し、DV対応や被害者保護に関する知識や情報の収集や更新を行っていますが、近年では新型コロナウイルス感染症拡大による研修の中止などが相次ぐ中、可能な限り出席したことから、A評価としました。

基本施策	事業数	評価ランク					
		A	B	C	D	E	F
1 市民へのDV防止啓発の推進	2	2	0	0	0	0	0
2 学校における男女平等教育や人権教育の推進	5	0	4	0	1	0	0
3 職務関係者等への研修の実施	1	1	0	0	0	0	0
4 再発防止に向けての調査・研究	1	1	0	0	0	0	0
計	9	4	4	0	1	0	0

基本目標Ⅱ DV被害者の早期発見及び相談体制の充実

基本目標Ⅱは、14事業のうちA評価が10事業、B評価が4事業となっており、計画どおり、又はおおむね計画どおり進捗しています。

基本施策1「DV被害者を早期に発見するための環境づくり」は、3事業のうちA評価が2事業、B評価が1事業となっています。事業No.10は大きく2つの事業内容に分かれており「民生委員・児童委員、人権擁護委員、医療機関、学校、保育所、地域包括支援センター等に対し、DVに関する知識や通報方法に関して周知を行うことにより、連携・連絡を強化」では、例年実施していましたが、ここ2年は新型コロナウイルス感染症拡大で実施できない期間がありました。また、「要保護児童対策地域協議会実務者会議・ケース会議等での情報共有」は婦人相談員が会議に出席し情報共有を行っていることから、B評価としました。

基本施策2「関係機関と連携した相談体制の充実」は、3事業すべてA評価となっています。事業No.14の「関係機関（市の機関）との連携」は、毎年度、庁内のDV対応のマニュアルを作成したことから、A評価としました。共通理解をすることで組織的な対応が出来るように努めています。

基本施策3「障害者・高齢者・外国人への対応の充実」は、5事業のうちA評価が4事業、B評価が1事業となっています。事業No.18の「地域自立支援協議会を通じ、相談支援専門員、障害福祉サービス事業所等に対し、相談業務の充実を図り、

障害者虐待防止の観点からの取組について周知」については、地域自立支援協議会の部会においてDV防止に関する情報の共有を行っていますが、令和2・3年度は開催されなかったためB評価としました。

基本施策4「DV被害者を孤立させないための情報提供の推進」は、2事業ともB評価となっています。事業No.22の「DV被害者に対する支援のコーディネート」は、婦人相談員の丁寧な対応により、DV被害者の身辺状況を把握し支援者の有無を確認することで、支援者が不在の場合は、適切な機関につなぎ、孤立を防いでいますが、連携がうまくつながらないことあったことからB評価としました。

基本施策5「苦情への迅速かつ適切な対応の推進」は、1事業でA評価となっています。

前計画期間において、DV被害者対応について苦情を受け付けた事は無かったためA評価としましたが、苦情があった場合には関係課と連携し対応する事としています。

基本施策	事業数	評価ランク					
		A	B	C	D	E	F
1 DV被害者を早期に発見するための環境づくり	3	2	1	0	0	0	0
2 関係機関と連携した相談体制の充実	3	3	0	0	0	0	0
3 障害者・高齢者・外国人への対応の充実	5	4	1	0	0	0	0
4 DV被害者を孤立させないための情報提供の推進	2	0	2	0	0	0	0
5 苦情への対応	1	1	0	0	0	0	0
計	14	10	4	0	0	0	0

基本目標Ⅲ 安全に配慮した支援体制の充実

基本目標Ⅲは、4事業のうちA評価が3事業、B評価が1事業となっており、計画どおり、又はおおむね計画どおり進捗しています。

基本施策1「DV被害者の安全対策の強化」は、3事業でA評価が2事業、B評価が1事業となっています。事業No.26の「一時避難場所の確保・支援の強化」は前計画での新規事業の一つで、避難が必要なDV被害相談者が避難を要する場合において、公的機関の一時保護が受けられない場合に一時的な避難場所の提供及び資金の援助を行う制度でしたが、前計画期間では、避難を要する被害者は、公的機関で

の一時保護が適切に行われており、制度利用者は居ませんでした。市では一時避難所を確保できていたことから、A評価としました。

基本施策2「DV被害者の支援者等の安全対策の徹底」は、A評価の1事業となっています。事業No.27の「安全確保のための情報提供」は、相談員の情報管理の徹底をはじめ、相談者及びその支援者に対しても情報漏洩が及ぼす影響などを注意喚起し、逆恨みなどの危険にさらされることが無いよう機密の保持を徹底し、必要な場合には警察への協力も依頼しています。

前計画期間内においては、逆恨みや情報漏洩などの苦情については見られなかったことからA評価としました。

基本施策	事業数	評価ランク					
		A	B	C	D	E	F
1 DV被害者の安全対策の強化	3	2	1	0	0	0	0
2 DV被害者の支援者等の安全対策の徹底	1	1	0	0	0	0	0
計	4	3	1	0	0	0	0

基本目標Ⅳ DV被害者の自立に向けての支援の充実

基本目標Ⅳは、14事業のうちA評価が10事業、B評価が3事業、C評価が1事業となっており、おおむね計画どおり進捗しています。

基本施策1「自立支援システムの構築」は、8事業のうちA評価が5事業、B評価が3事業となっています。事業No.29の「一時避難所との情報共有」は、すべての一時保護となった被害者について、適切な支援のため、避難先の機関と情報共有を図り、密に連携を行ったことからA評価としました。

基本施策2「生活再建に向けた支援策の充実」は、A評価が5事業、C評価が1事業となっています。事業No.37の「母子生活支援施設の活用」については、前計画期間内での入所は1件のみで入所先との連携があまり取れなかったことから、C評価としましたが、県を通じた一時委託保護など母子生活支援施設について、必要な家庭には対応するなどしております。

基本施策	事業数	評価ランク					
		A	B	C	D	E	F
1 自立支援システムの構築	8	5	3	0	0	0	0
2 生活再建に向けた支援策の充実	6	5	0	1	0	0	0
計	14	10	3	1	0	0	0

基本目標V 計画を推進するために

基本目標Vは、1事業のみとなっており、A評価となっております。

「計画推進及び進行管理体制の強化」は1事業のみでA評価となっております。事業No.42「連絡調整体制の充実」については、前計画に基づき庁内関係部局による庁内推進委員会を開催し、新型コロナウイルス感染症拡大時期についても書面にて開催し進行管理を行いました。

基本施策	事業数	評価ランク					
		A	B	C	D	E	F
計画の推進及び進行管理体制の強化	1	1	0	0	0	0	0
計	1	1	0	0	0	0	0

3 那須塩原市の現状と前計画の取組から見えてきた課題

前計画である第2次計画では5つの基本目標と15の基本施策を設定し、関係各課がそれぞれの業務で42の取組によりDV対策を行ってきました。

意識調査の結果からも、市民のDVに対する意識は高まってきていますが、全国と比べると低いことや市の相談窓口へつながっていないDV被害者もいることから、より一層のDVへ対する意識の向上と相談窓口の周知の継続が課題と考えます。

また、社会の動向として、DVと児童虐待の関係性や新型コロナウイルス感染症拡大でのDV相談件数の増加などが報道されており、実際、本市のDV相談者は令和2(2020)年度には、相談人数、相談回数共に最大となっており、市としても更に関係機関との連携を進め、相談体制の強化をすることも課題となっています。

近年では、マッチングアプリ(※2)などネット上で知り合い、素性の分からない相手からの暴力によりDV被害者となるケースや、高齢者間のDV、精神疾患を伴うDV被害者からの相談など、相談内容も多様化しています。特に、DVについての意識の低い若年層がSNS(※3)などの利用によりトラブルに巻き込まれるケースが増えていることが課題であると考えます。

第3次計画では、前計画の基本目標と基本施策を基調とし、関係機関・団体や関係各課の連携を更に強化し、具体的施策の効果的な実施と事業の充実を図る必要があります。

※2 マッチングアプリとは

スマートフォンなどで利用できるアプリケーションの一種で、異性交際を目的とした者の情報を登録し、その登録情報を見た面識のない異性がメール等の手段にて相互に連絡を取れるようにサービスを提供することで、交際を支援するアプリケーションの総称。

※3 SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)とは

人と人とのつながりを促進・支援するコミュニティ型の会員制サービス。あるいはそういったサービスを提供するWebサイト及びネットサービス。マッチングアプリと違い異性交際を目的としないものが多い。